

## ○駐車監視員資格者講習及び認定に関する事務処理要領について

令和2年11月13日  
道本交指第2903号

／警察本部各部、所属の長／警察学校長／各方面本部長／各警察署長／宛て  
道路交通法（昭和35年法律第105号。以下「法」という。）第51条の13第1項第1号に規定する駐車監視員資格者講習（以下「講習」という。）及び駐車監視員資格者講習課程修了者と同等以上の技能及び知識を有する者の認定（以下「認定」という。）の運用等については、確認事務の委託の手続等に関する規則（平成16年国家公安委員会規則第23号。以下「委託規則」という。）及び「駐車監視員資格者講習及び認定に関する事務処理要領について」（平28. 3. 29道本交指第3944号以下「旧通達」という。）並びに「確認事務の委託の手続等に関する事務処理要領について」（令元. 12. 9道本交指第2985号。）に基づき、行ってきたところであるが、新たに別添のとおり「駐車監視員資格者講習及び認定に関する事務処理要領」を定めたので、適正な運用に努められたい。

なお、旧通達は廃止する。

### 別添

#### 駐車監視員資格者講習及び認定に関する事務処理要領

#### 第1 趣旨

この要領は、駐車監視員資格者証の交付を受けようとする者に対して、北海道公安委員会及び各方面公安委員会（以下「公安委員会」という。）が行う「講習」及び「認定」に関する事務について必要な事項を定め、警察本部交通指導課長及び各方面本部の交通課長（以下「主管課長」という。）は、次により「講習」及び「認定」を行うものとする。

#### 第2 講習

##### 1 講習の実施基準

主管課長は、別記「駐車監視員資格者講習教授細目基準」（以下「講習細目基準」という。）に従い、講習を実施するものとする。講習第3日目の修了考査は、第2日目からおおむね7日後に実施するものとする。

##### 2 講習会場

主管課長は、講習の効果及び受講者の利便を考慮し、講習会場を選定するものとする。

また、講習会場の入口には、「駐車監視員資格者講習会場〇〇公安委員会」と看板等により明示するものとする。

##### 3 講習方法

主管課長は、実務的かつ具体的な内容を重点に、講義式及び視聴覚教材を利用して、多角的な講習方法により実施するものとする。

また、使用する教材は、交通部長が指定する教本及び放置駐車違反に関する資料とする。

#### 第3 講習責任者

## 1 講習責任者の選任

主管課長は、講習の円滑かつ効果的な運用を図るため、原則として警部以上の階級にある警察官の中から、講習責任者を選任するものとする。

## 2 講習責任者の任務

### (1) 講習計画の作成

講習責任者は、受講者の見込み数、講習能力等を勘案し、講習細目基準に準拠して、講習実施予定日の1か月前までに、講習計画を作成するものとする。

### (2) 講習実施の管理

#### ア 講習の公示

講習責任者は、講習を行おうとするときは、委託規則第6条の規定による公示を行うほか、ホームページへの掲載等広く道民に広報を行うとともに、事前に受託（登録）希望を有する法人の把握に努め、関係団体等を通じ公示事項の周知を図ること。

なお、公示の方法及び事項については、「確認事務の委託の手続等に関する事務処理要領について」（令2. 11. 13道本交指第2902号。以下「委託手続要領」という。）の定めによる。

#### イ 受講者の確認及び受講票の検印

##### (ア) 受講者の確認

講習責任者は、講習会場の受付において、駐車監視員資格者講習受講申込書、駐車監視員資格者講習受講票（以下「受講票」という。）及び駐車監視員資格者講習申込者名簿（以下「申込者名簿」という。）等の照合により受講者の確認を行うこと。

##### (イ) 受講票の検印

講習責任者は、第1日目及び第2日目は受付時及び終了時、第3日目は受付時にそれぞれ受講票に検印して、受付の有無及び受講の状況等を明らかにすること。

##### (ウ) 受講票の提示

講習責任者は、講習及び考査を行う場合に、受講票を受講者の机上に提示させること。

### (3) 修了考査の合否の判定

講習責任者は、修了考査を実施し、その合否を判定するものとする。

### (4) 警察庁、他の都府県警察及び方面本部との連絡調整

講習責任者は、不正な手段により合格した者（以下「合格取消対象者」という。）について、警察庁、他の都府県警察及び方面本部への通報を行うとともに、受理した合格取消対象者の情報を管理するものとする。

## 3 講習補助員

主管課長は、多数の受講者が見込まれる場合であって、多人数のクラス編成を行うときは、会場規模及び講習人員に応じて必要な講習補助員を配置するものとする。

## 4 講師

主管課長は、講習項目に応じて、知識経験及び教育能力において十分な適格性を有する者をもって、講師に充てるものとする。

#### 第4 修了考査

##### 1 修了考査の実施

修了考査は、原則、当該講習のすべての課程に出席した者を対象に実施するものとする。ただし、当該講習のおおむね7分の5以上に出席した者で、残りの課程に出席できなかったことについて、病気、交通途絶その他社会の慣習等からやむを得ない事情がある者については、修了考査を受けることができるものとする。

##### 2 出題要領等

- (1) 修了考査の出題は、正誤式問題50問とする。
- (2) 修了考査の時間は、1時間とする。
- (3) 試験問題は、別に定める。
- (4) 講習責任者は、試験問題を施錠のできる場所に保管管理するものとし、関係者以外の者には閲覧させないよう、その取扱いには十分注意する。
- (5) 出題の配分については、別表「駐車監視員資格者講習における修了考査の出題配分基準」に準拠して行う。
- (6) 配点は1問につき2点とする。
- (7) 修了考査において配布した問題用紙は、確実に回収し、焼却処分をするなど問題の散逸防止を徹底する。

##### 3 合否の判断基準

90点（正解率90%）以上の者を合格とする。

##### 4 講習修了の結果の伝達

- (1) 主管課長は、修了考査の合否判定をしたときは、速やかに、受講者に講習修了の判定結果を通知する。
- (2) 合格者に対しては、駐車監視員資格者講習修了証明書（委託規則別記様式第1号。以下「修了証明書」という。）を交付する。

##### 5 修了考査において不正行為をした者の取扱い

- (1) 修了考査において不正行為をした者は、その得点にかかわらず不合格とする。
- (2) 主管課長は、合格取消対象者に対し、既に修了証明書を交付している場合は、当該取消対象者に弁明の機会を付与するものとする。
- (3) 主管課長は、前記(2)の弁明によっても合格の取消しをすることが適当と判断したときは、次の措置をとるものとする。

ア 合格取消対象者に対し、改めて修了考査の合否結果を通知し、交付している修了証明書の返納を求めること。

イ 警察庁及び他の都府県警察に対し、前記アの返納を求めた年月日、当該修了証明書の番号、合格取消対象者の氏名及び住所を、速やかに通報すること。

##### 6 修了証明書交付時の教示事項

警察署長は、合格者に修了証明書を交付する場合は、修了証明書が講習を修了した証明であって、駐車監視員資格を証するものでないことを説明するとともに、駐

車監視員資格者証交付申請手続について教示するものとする。

#### 第5 認定考査

主管課長は、認定考査を受けようと申請した者について、委託規則第10条第1項各号の要件を審査の上適合している申請者に対して、駐車監視員資格者認定考査受験票を送付して、認定考査を実施するものとする。

なお、認定考査は、修了考査の要領に準じて実施するものとする。

#### 第6 修了証明書及び認定書の交付手続等

修了証明書及び認定書の交付又は再交付の手続については、委託手続要領の定めによるものとする。

別記

駐車監視員資格者講習教授細目基準

【第1日目】

日	講習項目	教授細目	時間	教授目標
	交通警察総説	駐車問題と交通警察	1時間	<p>駐車問題を始めとする道路交通を取り巻く諸問題について、道路交通の現状、交通事故の現況、駐車問題の現状等を説明し、これに対処する交通警察の在り方を理解させる。</p> <p>-----</p> <p>これまでの交通警察による総合的な駐車対策について、具体的事例を挙げて説明し、理解させる。</p>
		交通警察の基礎知識		<p>警察の責務と組織概要、交通警察の目的、交通安全対策の概要、道路交通法の目的と主な内容、道路交通関係行政等について説明し、交通警察の基礎知識を理解させる。</p>
第1日	新たな駐車対策法制及び駐車監視員制度	違法駐車取締りと確認事務の民間委託のための仕組み	2時間	<p>交通反則通告制度等の運転者責任の追及及び放置違反金納付命令等の使用者責任の追及のための手続等について説明し、その仕組みを理解させる。</p> <p>確認事務の委託の制度について説明し、理解させる。</p>
		駐車監視員制度の概要		<p>駐車監視員の仕事、駐車監視員資格者制度、その義務等について説明し、駐車監視員制度を理解させる。</p>
日	放置車両の確認に必要な基礎知識(1)	道路の基礎知識	2時間	<p>道路の意義、分類等について説明し、理解させる。</p>
		車両の基礎知識		<p>車両の意義、分類等について説明し、理解させる。</p> <p>-----</p> <p>車両の番号標の意味、識別方法等について説明し、理解させる。</p>
		交通規制の基礎知識		<p>交通規制の意義、主体、方法、効力発生の要件等について説明し、理解させる。</p>
	放置車両の確認に必要な基礎知識(2)～前半	放置車両の意義	2時間	<p>駐車監視員が確認することとなる「放置車両」についてその意義、要件、種類等について説明し、理解させる。</p>
		駐車に関する道路交通法の規制		<p>駐停車又は駐車を禁止する場所における違反、駐車の方法違反、時間制限駐車区間における違反等について、その規制及び成立要件等を図表等を用いて具体的に説明し、理解させる。</p> <p>駐車禁止除外指定車等について説明し、理解させる。</p>
小計			7時間	

【第2日目】

日	講習項目	教授細目	時間	教授目標
第 2 日	放置車両の確認に必要な基礎知識(2)～後半	放置車両の意義	2時間	駐車監視員が確認することとなる「放置車両」についてその意義、要件、種類等について説明し、理解させる。
		駐車に関する道路交通法の規制		駐停車又は駐車を禁止する場所における違反、駐車の方法違反、時間制限駐車区間における違反等について、その規制及び成立要件等を図表等を用いて具体的に説明し、理解させる。 ----- 駐車禁止除外指定車等について説明し、理解させる。
	放置車両の確認等の実施要領等	放置車両の確認等の実施要領等	4時間	駐車監視員による放置車両の確認と標章取付の実施要領について具体的に説明し、駐車監視員が行う事務について理解させる。 ----- 放置駐車確認時における相勤者との連携による交通安全確認要領等受傷事故防止について説明し、理解させる。
		放置車両確認時の留意事項		個々の違反種別・違反態様ごとに確認事項、入力事項及び確認時の留意事項について図表等を用いて具体的に説明し、理解させる。
		誤りやすい違反種別の認定要領	各種違反対応の想定事例に基づき放置車両の確認を行うに際して、誤りやすい違反種別の認定要領を具体的に理解させる。	
基本的な心構え及び職務倫理	駐車監視員の責任	1時間	駐車監視員に係る秘密保持義務、みなし公務員制度について説明するとともに、駐車監視員の仕事の社会的意義を説明して、その責任等について理解させる。	
小 計			7時間	

【第3日目】(第2日目から一定期間後)

日	講習項目	教授細目	時間	教授目標
第 3 日	修了考査	筆記試験 (正誤式50問)	1時間	概ね講習修了一週間後に修了考査を実施して履修状況を考査することは、受講者に講習内容を復習する期間を与え、より講習効果を高めることを目的とする。  (合格基準90%)
小 計			1時間	

※ 講習時間 合計 15時間 (3日間)

別表

駐車監視員資格者講習における修了考査の出題配分基準

	講 習 項 目	講 習 細 目	出題基準
1	交通警察総説	駐車問題と交通警察	3
		交通警察の基礎知識	
2	新たな駐車対策法制及び駐車監視員制度の概要	違法駐車取締りと確認事務の民間委託のための仕組み	4
		駐車監視員制度の概要	3
3	放置車両の確認に必要な基礎知識（1）	道路の基礎知識	2
		車両の基礎知識	2
		交通規制の基礎知識	2
4	放置車両の確認に必要な基礎知識（2）	放置車両の意義	3
		駐車に関する道路交通法の規制	10
5	放置車両の確認等の実施要領等	放置車両の確認等の実施要領等	4
		受傷事故防止	1
		放置車両確認時の留意事項	10
		誤りやすい違反種別の認定要領	4
6	基本的心構え及び職務倫理	駐車監視員の責任	2
出 題 合 計			50